

一般廃棄物処理基本計画の追補（案）に対する ご意見を寄せてください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

ごみ緊急事態宣言の結果、3か月累計の結果は6.1%の削減となり、残念ながら目標であった12%以上の削減を達成するまでには至りませんでした。

このため、ごみの分別と減量を全ての市民の皆様の取組としていただく制度として、全国約6割の自治体が導入し、ごみ削減効果が確認されている「家庭ごみ処理有料化」を、令和8年4月から本市へ導入することが必要と判断しました。

これに伴い、一般廃棄物処理基本計画についても「計画期間の延長」と「資源化品目の拡大」を行うこととし、「会津若松市一般廃棄物処理基本計画（令和3年4月改訂版、令和5年11月追補）」の追補の策定を行おうとするものです。

一般廃棄物処理基本計画の追補（案）について、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。ご意見がある方は、下記により提出してください。

記

1 募集期間 令和6年12月21日（土）から令和7年1月20日（月）まで（必着）

2 意見を提出できる方

- （1）市の区域内に住所を有する方
- （2）市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- （3）市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- （4）市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

入力フォームに入力するか、別紙「一般廃棄物処理基本計画の追補（案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、廃棄物対策課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けません。

〈提出先〉

〒965-0858 神指町大字南四合字深川西 292-2
会津若松市役所廃棄物対策課 宛て

ファックス 0242-29-1618

電子メール gomi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



一般廃棄物処理
基本計画の
追補（案）
入力フォーム

（留意事項）

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・いただいた意見は返却いたしません。
- ・個々の意見に対して、直接回答はしませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

4 閲覧場所

一般廃棄物処理基本計画の追補（案）の内容については、廃棄物対策課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページでご覧いただけます。

問合せ先：会津若松市 市民部 廃棄物対策課 総務グループ
(電話 0 2 4 2 - 2 7 - 3 9 6 1)